

県内避難者生活再建支援事業について (新規)

平成 28 年 2 月 24 日

被災者受入支援室

1 事業の目的

東日本大震災による応急仮設住宅の供与期間の終期が示されたことにより、供与終了後も引き続き県内での生活を希望する避難者に対し、本県での今後の生活再建を支援する。

2 事業内容

(1) 対象者

平成 28 年度中に応急仮設住宅の供与が終了する次の避難者で、本県で生活再建を図るため新たな住居へ転居する者

- ・福島県 避難指示区域以外からの避難者
- ・宮城県 仙台市及び多賀城市からの避難者
- ・岩手県 対象者なし

(2) 対象経費

引っ越しに要する費用

(3) 補助額

1 世帯当たり上限 10 万円

(4) 要件

新たな住居への住民票の異動

3 予算額

4,000 千円 (⊖ 4,000 千円)

(補助金 4,000 千円)